

鳥取縣公報

規 則

◇鳥取縣規則第六十五号
 昭和十七年七月鳥取県令第五十本号岩美及西伯地方事務所長タル地方事務官委任事項の一部を次のように改正する。

昭和二十六年九月二十八日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取市ニ係ル左記事項及び米子市ニ係ル左記事項中

一、林産物ノ生産供出ニ関スル事項一、林道及荒廢林地事業ノ指導監督ニ関スル事項一、保安林施業ニ関スル事項一、森林組合其の他林業團體ノ指導監督ニ関スル事項一、林業ノ指導奨励ニ関スル事項一、施業案植伐計画及伐採計画実行ニ関スル事項一、制限地ニ於ケル切芝、樹根、草根及埋木採取許可ニ関スル事項一、社寺有林ノ伐

昭和二十六年九月二十八日
 第二千二百四十八号

金 曜 日

本書ノ次キサハ國定規格A五判

採許可ニ関スル事項一、薪炭ノ県外移出(但シ贈答用トシテ木炭ニ俵以内、普通薪ニ石(四〇束)以内)ノ許可ニ関スル事項一、居住地以外ノ市町村ニ於ケル自家用薪炭ノ生産消費ノ承認ニ関スル事項一、業務上薪炭ヲ使用シ又ハ消費スル目的ニ依ル木炭及薪ノ生産許可ニ関スル事項一、木炭倉庫竣工検査ニ関スル事項一、公私有林野ノ造林検査ニ関スル事項一、林産物検査ニ関スル事項一、林業要員ノ指示ヲナサントスル場合ニ於ケル国有林関係官衙ノ長トノ協議ニ関スル事項一、林業要員適格者名簿ノ処理ニ関スル事項一、林業要員ノ指定ニ関スル事項一、林業要員關係報告書ノ処理ニ関スル事項一、林業要員ノ指定解除ニ関スル事項一、林業要員ニ関スル事務監査ニ関スル事項の二十号を削り「一、水産物検査ニ関スル事項」の次に次の八号を加える。

00822

- 一、市及市公共団体等ニ対スル林業耕地事項ニ関スル補助金交付金助成金ノ支払ニ関スル事項
- 一、開墾制限地ニ於ケル切芝、樹根、草根及埋木採取許可ニ関スル事項
- 一、民有林野ノ造林検査ニ関スル事項
- 一、木炭ノ検査ニ関スル事項
- 一、狩獵免許ニ関スル事項
- 一、有害鳥獸駆除許可ニ関スル事項
- 一、保護鳥飼養許可ニ関スル事項
- 一、特用林及自家用林ノ指定ニ関スル事項

附 則

この規程は公布の日から施行し、昭和二十六年八月一日から適用する。

訓 令

庁 中 一 般
地 方 事 務 所 長

◇鳥取縣訓令甲第十三号

昭和十九年五月鳥取県訓令甲第十六号鳥取県地方事務所長専決処分規程の一部を次のように改正する。

昭和二十六年九月二十八日
鳥取県知事 西 尾 愛 治

第一條經濟課に關する事項中一、施業案植伐計画及伐採計画実行ニ関スルコト一、制限地ニ於ケル切芝樹根、草根及埋木採取許可ニ関スルコト(森法二〇)一、社寺有林ノ伐採許可ニ関スルコト(森細一一)一、贈答用タル木炭ニ依以內又ハ薪二石以內ノ讓渡許可並ニ承認ニ関スルコト(薪規三、薪細一一)一、薪炭ノ県外移出(但シ贈答用トシテ木炭二俵以內、普通薪二石(四〇束)以內)ノ許可ニ関スルコト(薪規五)一、居住地以外ノ市町村ニ於ケル自家用薪炭ノ生産消費ノ承認ニ関スルコト(薪細九)一、業務上薪炭ヲ使用シ又ハ消費スル目的ニ依ル木炭及薪生産許可ニ関スルコト(薪規八)一、木炭倉庫竣功検査ニ関スルコト一、公私有林野ノ造林検査ニ関スルコト一、林産物検査ニ関スル諸報告諸届処理ニ関スルコト一、林業要員ノ指示ヲナサントスル場合ニ於ケル国

00823

有林關係官衙ノ長トノ協議ニ関スルコト(重林規五)

- 一、林業要員適格者名簿ノ処理ニ関スルコト(重林細五)
- 一、林業要員ノ指定ニ関スルコト(重林細六ノ一号乃至三号ノ七)一、林業要員關係報告書ノ処理ニ関スルコト(重林細九、一〇)一、林業要員ノ指定解除ニ関スルコト(重林細一一、一二)一、林業要員ニ関スル事務監査ニ関スルコト(重林細一七)一、生産過程木材輸送ノ運送承認申請書認証ニ関スルコト(各省共告一ノ三)の十七号を削リ「一、水産物検査ニ関スル諸報告諸届処理ニ関スルコト」の次に次の七号を加える。
- 一、開墾制限地ニ於ケル切芝、樹根草根及埋木採取許可ニ関スルコト
- 一、民有林野ノ造林検査ニ関スルコト
- 一、木炭ノ検査ニ関スルコト
- 一、狩獵免許ニ関スルコト
- 一、有害鳥獸駆除許可ニ関スルコト
- 一、保護鳥飼養許可ニ関スルコト
- 一、特用林及自家用林ノ指定ニ関スルコト

附 則

この規程は公布の日から施行し昭和二十六年八月一日から適用する。

◇鳥取縣訓令甲第十四号

庁 中 一 般
地 方 事 務 所

昭和十九年五月鳥取県訓令甲第十五号鳥取県地方事務所処分規程の一部を次のように改正する。

昭和二十六年九月二十八日
鳥取県知事 西 尾 愛 治

第四條中林務係の項を次のように改める。

林 務 係

- 一、森林計画ニ関スル事項
- 一、造林ニ関スル事項
- 一、造林臨時措置法ニ関スル事項
- 一、林業種苗ニ関スル事項
- 一、果有林及分收造林ニ関スル事項

00824

- 一、林産物搬出施設ニ関スル事項
- 一、保安林及林野ノ保護取締ニ関スル事項
- 一、山地治山海岸砂地造林及災害防止林造成ニ関スル事項
- 一、林野ノ火入ニ関スル事項
- 一、木材薪炭ノ生産ニ関スル事項
- 一、特殊林産物ノ生産ニ関スル事項
- 一、林業金融ニ関スル事項
- 一、林業技術普及ニ関スル事項
- 一、林野ノ経営指導ニ関スル事項
- 一、森林火災國營保險ニ関スル事項
- 一、林業団体ノ指導ニ関スル事項
- 一、獵政ニ関スル事項
- 一、森林害虫防除ニ関スル事項
- 一、其ノ他林業ニ関スル事項

附 則

この規程は公布の日から施行し昭和二十六年八月一日

告 示

から適用する。

鳥取縣告示第四百四十二号

昭和二十六年晚秋蚕期檢定供用繭採取立会人を次のように指定する。

昭和二十六年九月二十八日

所 属	職 氏 名
鳥取県知事 西 尾 愛 治	
蚕業取締所郡家支所	井手野末春
浜村	横山 忠治
倉吉	木村 活壽
米子	藤井 幸信
	藪田美智明
	眞木 悦雄
岩美蚕業技術指導所	井上 善雄
	山崎 義信
	岸本 信儀

0 825

八頭	技師	滝山 岩夫
"	"	森中 正春
"	雇	坂根 豊
気高	技師	島田 正喜
"	"	仙賀 弘正
"	雇	坪柴 宗一
東伯	技師	大塩 達夫
"	"	岩本 素直
"	雇	武信博太郎
西伯	技師	小倉 富治

"	"	森村 岩雄
"	雇	小川 幸夫
県蚕糸課	技師	井本 董
"	"	藤本 貫幸
"	"	平尾要太郎
"	"	中野 敏夫
"	"	山田天津雄
"	"	吉田 芳男
蚕業取締所	"	岡井 義経

選舉管理委員會告示

鳥取縣選舉管理委員會告示第六十九号

政治資金規正法第十七條の規定により提出のあつた次の団体の解散の際の寄附及びその他の収入並びに支出の報告書の要旨は次の通りである。

昭和二十六年九月二十八日

鳥取県選舉管理委員會委員長 上

根

政

幸

00826

政党、協会その他の団体の收支に関する報告書要旨
 一、種類 政治資金規正法第十七條の規定による報告書
 二、期間 自昭和二十六年五月一日
 至昭和二十六年六月十三日
 三、報告書の要旨

政党、協会その他の団体名	収入及び支出の総額	一件千円以上の寄附の総額	一件五百円以上の寄附の総額	支出の総額	一件千円以上の支出の総額	一件五百円以上の支出の総額	報告書受理年月日
日本自由党鳥取県支部因幡部会岩美郡支会	1	1	1	1	1	1	昭二六、九、一四

四、主要な寄附者及び支出
 (一) 寄附者
 (二) 支出 (該当なし)

正 誤

昭和二十六年九月七日鳥取県告示第四百四号中誤植があるので次のように訂正する。

頁 段 行	誤	正
三 下 九	漁の位置及び区域	漁場の位置及び区域
七 〃 六	画の内容の通り	画中の内容の通り

00827

二十一 上 十五 (四) 制限条件なし (四) 制限条件

第五種こい漁業及びびふな漁業には石籠漁業は含まない。
 第五種こい漁業及びびふな漁業は投網、四ツ手網、うぐえ浸及び竿釣漁法によるもののみとする。
 第五種うなぎ漁業はうなぎ筒、うなぎ延縄及びうなぎ穴釣漁業によるもののみとする。
 第三種うなぎ船びき網漁業の操業は夜間のみとする。
 (四) 制限条件

第五種こい漁業及びびふな漁業は、投網四ツ手網、刺網及び竿釣漁法によるもののみとする。
 第五種うなぎ漁業はうなぎ延縄、うなぎ釣、うなぎ釜、うなぎ筒及びうなぎ四ツ手網漁法によるもののみとする。